火格争田ナェック表		
法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		<b>*</b>
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定		
非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな い者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者ニ 暴力団の構成員等 (注2)		
<ul><li>2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</li><li>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</li><li>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、</li></ul>		
仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都 道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
イ暴力団	それぞれの項目に該当しないか確認し、○を何い。 は暴力団の構成員等の統制下にある法人 また4添付書類に記載のとおり税務署、県税 税務課から納税証明書を取得し、添付してく	事務所、市町
	のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
認定を	当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う	す・無
口 拘禁刑	であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 可以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくな 日から5年を経過しない者の有無	ī · 無
若しくしくり	F営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、 (は刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若 は地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わ 日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	<b>三</b>
二暴力国	団の構成員等の有無	す・無
2 認定又	は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 はい	・いいえ
3 定款又	は事業計画書の内容が法令等に違反している法人はい	いいえ
年を経	過しない法人	い・いいえ
添付付を受	仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受け しないのに係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	ハ・いいえ
5 国税に	係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はV	い・いいえ
6 次のい		
イ 暴力団	はい	いいえ
ロー暴力団	又は暴力団の構成員等の統制下にある法人はいるというという。 はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ しょくしょ はいしょ しょく はいしょ しょく はいしょく はいがれる はいしょく はいしゅう はいがれる はいましん はいしょく はいしゃく はいしょく はいしん はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしん はいしょく はいしん はいしん はいしん はいしん はい はい はい はい はい はい はい はい はい はいしん はい	・・いいえ

## 注意事項は提出時には削除してください。

## (注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号口に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。